

# 県立高取国際高等学校デジタル人材育成支援事業業務委託に係る仕様書

## 1 業務名称

県立高取国際高等学校デジタル人材育成支援事業業務委託

## 2 目的

本業務は、文部科学省の「令和7年度高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金」を活用し、県立高取国際高等学校の高等学校情報科「情報Ⅱ」におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の一環として実施することを目的とする。

## 3 対象者

県立高取国際高等学校の高等学校情報科「情報Ⅱ」を選択している生徒 25名（2クラス（12人講座、13人講座））

※令和7年8月時点の生徒数をもって契約を行うこととし、その後の生徒数の増減については、考慮しないこととする。

## 4 履行場所

奈良県高市郡高取町佐田 455-2

県立高取国際高等学校

TEL 0744-52-4552 FAX 0744-52-2722

## 5 履行期間

履行期間：契約締結日～令和8年1月30日（金）

履行期間内に1時限（コマ）45分の授業を各講座15回実施する前提で事業を計画すること。ただし、実施授業時数が減る場合は柔軟に対応すること。

実施予定日については別途学校と協議すること。

## 6 公募の参加にかかる特記事項

参加申込書提出までに、業務履行について必要な事項を確認し、申請内容を確定すること。

## 7 委託内容

「8 実施内容」にて後述する授業の支援及び実施を委託する。想定する主要な業務内容は以下のとおり。

ア 授業内容及び授業スケジュールを立案すること。

イ アにおいて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点について学習状況の評価を行うための「指導と評価の計画」を作成すること。なお、生徒の学習評価は委託内容に含めないものとする。

ウ 授業当日に現地又は遠隔にて講師等により授業を実施及び教師のサポートをすること。詳細は授業案(別添)を参照する。

## 8 実施内容

### (1) 授業の内容

ア 授業内容は、高等学校学習指導要領(平成30年告示)情報Ⅱ内容(2)「コミュニケーションとコンテンツ」(193頁)及び高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説情報編第2章2内容とその取扱い(2)「コミュニケーションとコンテンツ」(45-48頁)に基づく内容であること

イ デジタル技術を活用した国際交流や地域課題の探究について、アと関連付けた内容であること。

ウ 生徒は成果物としてオリジナルのWebサイトを制作する。

エ ウの成果物作成の過程で、生成AIを活用しプロダクト制作に活かすこと。また活用の手順については、生徒が自律して学習できる教材を準備すること。

オ 5コマ目までにWebサイトの基礎学習を完了できるカリキュラムにすること。また基礎学習についてはオンライン教材を活用すること。

カ Webサイトの基礎学習後に、企画・モック制作の授業を1コマ分用意し解決すべき課題の設定を支援すること。

キ 企画・モック完成後に、Webサイトの実装のために5～6コマ分用意しWebサイトの完成に向けた支援をすること。

ク Webサイトの実装では、1コマ分のフィードバックの時間を設けて、企画や構成のブラッシュアップを行うこと。

ケ 完成したWebサイトの発表会を2コマ分用意し、他の生徒からのフィードバックを受け取れるようにすること。

コ 成果物を提出できるコンテストの企画、運営も行うこと。

### (2) 危険整備の開発および支援

ア 授業案(別添)に基づき、必要な教材(デジタル教材、ワークシート、プログラミング環境など)を開発・整備する。

イ 教材は教員が授業で活用しやすいように、指導案や使用マニュアルを付属させる。

ウ 教員が、個々の生徒の状況に応じた指導を行うことができるように、各生徒の進捗状況がリアルタイムにパーセントで表示される進捗管理の画面を整備する。

エ 教材の使い方から授業計画の相談までの対応が可能な、電話・電子メールによる専任のカスタマーサポートを行う。

## 9 講座の要件

授業を実施するメインの講師は以下の要件を満たすこと。

- ・教育機関や教育関連事業で学習指導に関する職務経験を2年以上有していること。
- ・過去に同等の講座を、DXハイスクール事業において高等学校向けに納品した実績を有していること。

## 10 提出書類等

業務完了後は、「業務完了報告書」を発注者に遅滞なく提出するものとする。その他、発注者から要請のあった書類や資料等は、速やかに提出または提示すること。

## 11 発注課

奈良県教育委員会事務局 高校教育課

担当：稲増（直通 TEL 0742-27-8873）

## 12 その他

### (1) 危険負担

受注者は、業務にあたりその責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、天災その他不可抗力による損害と認められる場合は、この限りでない。

### (2) 授業中止時の対応

台風等の天候不良、法定伝染病等のやむを得ない事情により、授業を中止する場合、実施日及び時間の変更、追加、中止等の変更は、県教育委員会及び学校と協議し決定する。

### (3) 機密保持

受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態は問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示または本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ・取得した時点で、既に公知であるもの
- ・取得後、受注者の責によらず公知となったもの
- ・法令等に基づき開示されるもの
- ・県から秘密でないとして指定されたもの
- ・第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認を得たもの

(4) 法令などの遵守

本業務の履行にあたっては、各種法令を遵守すること。また、別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。

(5) 費用について

本業務に関して受注者側に発生した旅費・交通費、通信費、雑費、授業時に使用するソフトウェアライセンス料その他費用のすべては受注者の負担とする。

(6) 再委託について

委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により発注者の許諾を得ることとする。また、受託者は第三者の行為について全ての責任を負うものとする。

(7) 仕様書に定めのない事項について

その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従うこと。

**公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）**

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。  
オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。